

設 計 概 要

事業目的

相楽会館は、広域行政の一元化による事業の円滑化、効率化及び充実を図る拠点として昭和50年8月に建設された。その後、「相楽消費生活センター」「相楽休日応急診療所」の業務開始、「相楽聴覚言語障害センター」の入居に伴い、部分的改修を繰り返しながら広域行政の拠点としての役割を充実してきた。

しかしながら、建設後49年を超え、施設の老朽化が進行するとともに、耐震性能が不足していることなどから、建替え、耐震改修等の検討を行った結果に基づき、必要機能を確保できる規模に縮小して現位置に建て替え、広域行政の拠点として機能を発揮することを目的とする。

立地場所

建設予定地は南北に細長く、北側は市道に面しており東側は畑地で1～2m程度低地となっている。

南側及び西側は京都府山城南保健所、山城広域振興局（木津総合庁舎）に面している。

敷地の法規制等

敷地面積 818.88㎡

用途地域 市街化調整区域 建ぺい率60% 容積率200%

地区の指定 建築基準法第22条

相楽広域行政組合新庁舎設計仕様書

「官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）」を踏まえ、各項目について所定の性能を確保し、バランスの取れた合理的かつ機能的な施設設計を行うこと。特に規定のない場合は、公共建築設計業務委託共通仕様書を参考にすること。

本設計仕様書は、相楽広域行政組合庁舎の最低限の水準を示したものであり、事業者による提案において、当該水準を上回る水準を確保し、かつ維持や保守管理運営コスト等の上昇が伴わない提案については、これを制限するものではない。

なお、ZEBの導入可能性についても検討を行い、環境への配慮と費用対効果を併せ持つ設計を行うこと。

第1 基本的性能

分野	項目	概要
社会性	地域性	・施設が立地する地域の特性を考慮し、地域社会への貢献について配慮したものとなること。
	景観性	・周辺環境との調和を図り、良好な景観が形成されること。
環境保全性	環境負荷低減性	・施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替えも含めた総合的な環境負荷低減が図られること。 ・施設のライフサイクルコスト削減を図ったものとする。こと。 ・人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコマテリアルの建設資機材が選定されること。 ・施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用を図り、総合的に環境負荷が低減されること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮と費用対効果を併せ持つ設計を行うこと。
	周辺環境 保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設に伴う周辺環境へ及ぼす負の影響が低減されること。
安全性	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の地震災害、液状化及び二次災害に対して、構造体、建築設備等の安全性及び庁舎機能が確保されること。 (官庁施設の耐震性能Ⅱ類、B類、乙類)
	機能維持性	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の要因によりライフラインが途絶した場合でも、応急診療所機能維持が図られること。
	防犯性	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、用途に応じた職員等利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。
利便性	利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や利用状況等に応じた移動空間が確保され、移動等が円滑かつ安全に行えること。 ・可動部や操作部の安全性が確保されること。
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。
	室内環境性	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。 ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。 ・用途に応じた温湿度の設定など必要となる熱環境が確保されること。 ・用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保できること。 ・利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されること。 ・人の動きや設備、交通、風による振動により不快感を与えることのないよう性能が確保されること。
	情報化 対応性	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎としての必要な通信や情報システムに対応し、万全な情報処理機能が確保されること。
経済性	耐用性	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。 ・社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。

	保全性	<ul style="list-style-type: none">・清掃や点検保守等に維持管理が、効率的かつ安全に行えること。・材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。
--	-----	--

第2 各室要求水準

ア 主要諸室の機能

各室平面は、極力正形とすることが望ましい。

記載面積は想定面積で、発注者との協議で変更するものとする。

室名・面積(m ²)	所要機能
相楽広域行政組合事務室 (最大7名が勤務する) 40m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の執務室及び来庁者の対応を行う部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床はOAフロアとする。 ・机の配置は、効率的で明解なレイアウトとする。 ・壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・執務室内の事務机は、両袖に可動式ワゴンを収納可能なものとする。 ・5人程度の応接セットを設置する。 ・デジタル複合機を設置するスペースを設ける。 ・ミニキッチンを設置する。
相楽消費生活センター (最大4名が勤務する) 25 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター事務室 ・来所者との相談、説明にも利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床はOAフロアとする。 ・壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・デジタル複合機を設置するスペースを設ける。
相楽聴覚言語障害センター (最大4名が勤務する) 25 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター事務室 ・来所者との相談にも利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床はOAフロアとする。 ・壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・デジタル複合機を設置するスペースを設ける。
相楽休日応急診療所 (最大、 医師1名 看護師3名 薬剤師2名 医療事務2名、管理事務3名が勤務する) 100 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日応急診療所 ・受付、事務(会計)、薬局 ・待合 ・診察室2室 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付、事務、薬局の床はOAフロアとする。 ・受付、事務、薬局の壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・診察室は相互通行が可能とし、手洗い設備を設ける。 ・カルテ庫、薬品庫を設ける。 ・医師、看護師、薬剤師等の更衣室を設ける。

<p>医師会、薬剤師会事務室 (最大2名が勤務する) 20㎡</p>	<p>【用途】 ・医師会、薬剤師会の事務室</p> <p>【機能】 ・床はOAフロアとする。 ・壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・ミニキッチンを設置する。</p>
<p>会議、相談室 40㎡</p>	<p>【用途】 ・構成市町村の理事者や担当者等の会議や、消費生活センター及び相楽聴覚言語障害センターの来所者の相談室として利用する。 ・医師等の控室としても利用する。</p> <p>【機能】 ・床はOAフロアとする。 ・床に常設型の磁気誘導ループを設置する。 ・壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・可動式パーテーションにより、診療所待合との一体利用及び複数室としての利用を可能とする。</p>
<p>便所</p>	<p>【用途】 ・職員及び来所者のトイレとして利用する。</p> <p>【機能】 ・男性用、女性用とも2ブース以上とし、パウダースペースを設ける。 ・男性用小便器は2以上とする。 ・多目的便所を設け、チャイルドシート、チャイルドベッド、フィッティングシート、オストメイト、検尿カップの受渡口を設ける。 ・休日応急診療所職員用トイレ（男女兼用）を1ブース設ける。</p>
<p>湯沸かし室</p>	<p>【用途】 ・職員の湯沸かし室として利用する。</p> <p>【機能】 ・給湯設備、流し台を設置する。</p>
<p>玄関ホール</p>	<p>【機能】 ・庁舎案内板等を設け、庁舎の玄関として相応しい空間とする。</p>
<p>倉庫 15㎡以上</p>	<p>【機能】 ・相楽広域行政組合の倉庫として利用する。</p>
<p>廊下</p>	<p>【機能】 ・廊下は、滑りにくい仕上げとする。 ・来庁者の目に付きやすい位置に掲示板（マグネット式）を設ける。</p>

イ 外構等の機能

(ア) 駐車場・駐輪場・ごみ置場等

施設名	要求水準
来庁者用 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者の利用しやすい位置に、普通乗用車6台以上（身体障害者用駐車場を含む）を白線で明示する。
来庁者用 駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者の利用しやすい位置に、来庁者用の駐輪場を設ける。 自転車が3台程度駐輪できるものとする。

(イ) 掲示板・案内板等

施設名	要求水準
掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 人目につきやすい位置に設ける。 掲示部分は、縦1.0m、横3.0m程度とする。
施設案内 看板等	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者の入口付近に施設名等を表示した看板を設ける。

(ウ) その他外構施設

施設名	要求水準
囲障・植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線部分には、フェンス、地先境界ブロック等を設置し、植栽による柔らかな囲障を形成する。 敷地の出入口部分は、門扉等は設けずオープンとする。 緑化率等の基準に基づく計画とし、隣地等に影響を与えないよう配慮する。 植栽は、樹木等の成長に支障がないよう配慮するとともに、維持管理等を考慮した樹種の選定を行う。
舗装	<ul style="list-style-type: none"> 構内通路や建物周囲など、設置場所に応じた機能を有する舗装とする。 車両の荷重に耐える舗装とする。
外構	<ul style="list-style-type: none"> 合併浄化槽を設置する。

官庁施設に求められる耐震性能

官庁施設の多くは、地震災害時において、災害対策の指揮、情報伝達や応急復旧活動などに従事するなど、災害対策拠点施設として機能することが求められています。「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、入居する官署の特性に応じて、施設の構造体、建築非構造部材、建築設備それぞれについて保有すべき耐震安全性の目標を規定しています。

耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	III類	B類	乙類

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。